

事務連絡
令和7年3月13日

各部門長
各主任教授
各施設の長 殿
各課長
技術部次長

工学部等事務部総務課人事係

令和7年度「短期雇用」の時間給等について

学生アルバイト等の「短期雇用」（いわゆる日々雇用を含む）の時給額等については、人事部人事給与課人事係からの指導により、各地域の最低賃金から事務補佐員及び技術補佐員1年目の時間給の範囲内で定めることとされています。

つきましては、令和7年度については、パートタイム職員給与規程の改正に伴い、「短期雇用」の時給額等は下記のとおり設定いただく必要がありますので、貴部門等所属の教職員へ周知いただきますようお願いします。

記

時間給 1,304円以内
日給 10,106円以内
(令和7年4月1日以降適用)

【参考】

福岡県最低賃金：1時間あたり992円
(令和6年10月5日～現在)

※最低賃金に改定があった場合は、改定後の賃金を下回らないようご注意願います。

担当：工学部等事務部総務課人事係 八田（やつだ）
電話：90-7753 ／ FAX：90-2712
e-mail：kojinji@jimu.kyushu-u.ac.jp